



豪農民権家小宮保次郎家

小宮守氏藏

井上栄太郎……下荻野村

山川市郎……飯山村、相愛社員、明治十八年大阪事件に参加

森豊吉……飯山村、後に郡会議員

斎藤貞輔……厚木村、父は戸長

沼田初五郎……及川村、後に戸長・郡会議員

村上安次郎……三田村、後に郡会議員

井上篤太郎……戸長、相愛社幹事、明治十八、二十二年県議

小宮保次郎……下川入村、田畑合計三町二反三畝（明治十年下川入村反別地価書上

帳、同十四年十一町六反一畝・同二十二年十五町五反一畝（大畑前

掲書）、酒造業・製茶・養蚕を営む、相愛社・講学会幹事、同郡自由

党監督、明治十五、十六、二十一、二十三年県議

霜島久円……戸室村、相愛社副会長、同郡自由党監督、明治？、十八年県議

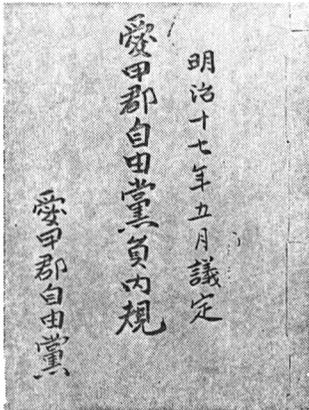
杉浦花吉郎……三増村、後に郡会議員

岡本与八……三増村、筆生、後に郡会議員

△川井房太郎……妻田村、筆生、父が安太郎なら田畑其他計八町七反九畝（田畑其他反別取調地引帳）

△天野政立……中荻野村、安政元年生れ、士族、戸長、郡役所書記、相愛社幹事、明治十八年大阪事件に参加

△黒田黙耳……厚木村、士族、郡役所主席書記、相愛社会長



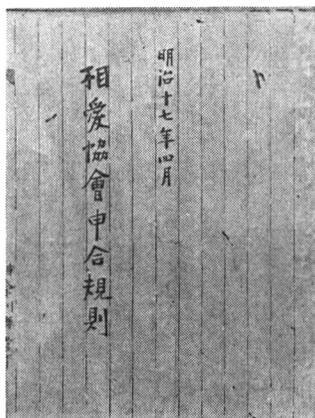
愛甲郡自由黨員内規

難波春美氏蔵

大衆組織を持つ 当初同郡の自由黨員は、協議事項があると党員会議を開いた愛甲郡自由党 決定するという方法で活動していた。たとえば、一八八三（明治十六）年六月二十一日には、総理板垣帰朝宴会に出席する総代決定の件で三田村の金子屋に集会を持っている。また、板垣らを迎える遊説運動の展開のために、同年七月十日から党員会議を開くのであるが、この時には同郡の霜島・難波・井上・川井・岡本・小長井・沼田・齋藤・三橋・天野・黒田・小宮のほかに、大住郡から宮田寅治、高座郡から山本作左衛門が参加している。このような党員

（大畑哲『相州における自由民権運動と豪農の実態』（私版）、同「自由民権期における在地自由党の組織形態」『倫社・政経研究』八号、「神奈川県下の自由黨員名簿」『三多摩自由民権史料集』下巻、『神奈川県史編集資料集第六集』難波家・自由民権関係文書、明治史料研究連絡会『明治前期府県会議員名簿』上、△を付した者が「自由黨員名簿」に見えない党員である。）

- 熊△坂芳造……山際村、教員
- 齋△藤 某……上荻野村
- 原△田喜一……小野村
- 三△橋久四郎……恩名村
- 梅△沢董一……中津村
- 小△長井崎太郎……中津村
- 村△上安太郎……三田村、村上安次郎の兄



相愛協會申合規則

藏氏美春波難

會議は、同年八月二十九日、十一月十四日、同十六日にも開かれている(資料編13 近代・現代(3)一九)。

翌一八八四年(明治十七)五月十一日、愛甲郡自由黨員内規が決定された。この内規は、「愛甲郡自由黨員ノ総務ヲ整理スル為メ」すなわち組織と運営を明確にするために設けられたのである。党の会議は毎月一度第二日曜日と定例化し、任務分担と人事はつぎのように決められた。

監督(チヤウ) 二名(小宮保次郎・霜島久巳)

内部担当 二名(難波惣平・佐伯重三郎・兼務村上安次郎)

外部担当 二名(井上篤太郎・岡本与八)

会計担当 二名(村上安次郎・森豊吉・兼務小宮保次郎)

制裁担当 二名(当日三名選出、沼田初五郎・山川市郎・杉浦花吉郎)

監督は、いわば委員長役であるが、複数制になっている。内部担当については、「常ニ郡内ヲ遊説シテ黨員并ニ賛成者ヲ誘募スル事ヲ掌ル但重要ノ事起ル時ハ必ス監督ニ商議シテ後チ之ヲ執行スベキ者トス」、外部担当については、「他郡若クハ他府県ニ向フテ主義ヲ拡張スル事并ニ他郡若クハ他府県ノ同志者ト往復通信スル事ヲ掌ル但同上」と規定されている。

この内規が採択される前月に、相愛協会申合規則が一足早く設けられている。同会については、すでに前節でふれたが、「自由党ヲ助成スル」組織で、会員は黨員と賛成者で構成されている。この規則を見ると、一、二、三の点を除き内規とほとんど同文である。違いの一つは担当事務規定で、規則の場合、監督二名、庶務担当一名、文事担当二名、武事担当一名、会計担当

二名、制裁担当二名になっている（資料編13近代・現代(3)三二）。それでは、この自由党後援会とでもいうべき大衆組織は、実際に動いていたのであろうか。現存する資料では、財政上重要な機能を果たしていたことがわかる。「明治十五年十月二十二日自由党本部分担金課出簿」には、神崎正藏・橘川文次郎・川井房五郎・神崎正兵衛が、党員と同額の一円を拠出しているし、「明治十七年一月 党与資金寄附応募収入簿」には、党員以外に森甚太郎・松井日明・土屋重吉・加藤政福・柳田富三・難波富雄・難波清太郎・高橋吉重郎・石射清太郎・三浦政憲・小島直吉・大沢勝丸・石塚初五郎・難波安太郎・小林茂平・三栖宮造・佐藤市太郎・難波富五郎・難波孫次郎・難波正太郎・伏見喜作・斉藤作太郎・神崎正兵衛・中村得治・小野沢龍吉という支持者が醸金しており、その数は党員を上回るのである（『難波家・自由民権関係文書』）。このような自由党を支える二重の組織の存在は、きわめて注目すべき事実であり、相愛協会発足前にすでに実体があったことがわかる。同党をとりまく大衆組織には、このほかに講学会・愛甲婦女協会があった。

愛甲郡自由党の主な活動としては、一 講学会による学習活動、二 総理板垣退助・中島信行・加藤平四郎・内藤魯一ら党幹部を招いて展開した遊説活動と大懇談会（一八八三年七月二十〜二十五日）、三 自由党本部の資金募集への積極的な対応、四 松方デフレ下における地租軽減運動（第五節参照）を挙げることができる。

四 県下の立憲改進黨

自由党結成の翌年、一八八二（明治十五）年四月一日に発足した立憲改進黨は、いうまでもなく下野した大隈重信ら元高級官僚と都市民権派知識人の一部によって結成された政党である。自由党が、その基盤を小ブルジョアの発展をとげつつある農

民層と非特権的商工業者に置いていたのにたいし、改進黨の場合、都市の商工業者と地方の名望家・資産家とその基盤を置いていたと推定されている。両党は、議院内閣制や財政共議権の要求など一致点も多かった。もっとも現実には両党の共闘はななく、むしろ対立した。両党の政治理論における違いは、「皇権と民権」の関係をどう考えるかにかなりはつきり出てくる。両者の関係を自由党は逆比例関係でとらえるのにたいし、改進黨はそれを正比例するものとしてとらえている。

少ない党員

県下の改進黨員は自由党員に比べるときわめて少ない。一八八二（明治十五）年から八四年にかけて、『東京横浜毎日新聞』が掲載した同党名簿に見える党員はつぎの十六名である。これによれば、著名人島田三郎・肥塚龍も居住する横浜区に党員が多く、一定の商人層の支持を得ていたことが推定される。また、演説会で有名な顕猶社の発起人三名のうち青山和三郎と斎藤忠太郎の二名が参加しているのが注目される。

島田三郎……嘉永五年生まれ、横浜区、明治十五〜二十年県議、東京横浜毎日新聞社員、嚶鳴社員、のち衆議院議員

肥塚龍……嘉永元年生まれ、横浜区、明治十五〜十七年県議、東京横浜毎日新聞社員、嚶鳴社員、のち衆議院議員

来栖壮兵衛……横浜区北仲通、平民商、交詢社員、明治十四〜二十一年県議

茂木六兵衛……元治元年生まれ、横浜区浅間町、木久屋醬油醸造店を営む旧家、肥料販売業兼営

中山忠次郎……横浜区、平民商、明治十六〜十七年県議、戸長

青山和三郎……顕猶社発起人、同社演説会で活躍

関島守兵衛^(字)……横浜区、明治二十三〜二十四年県議

斎藤忠太郎……安政六年埼玉県生まれ、明治十年横浜に移住、家業質商、修文館で英学を学ぶ。顕猶社発起人、同社演説会でも

つとも活躍、早稲田専門学校に学ぶ。明治二十二年日本絹綿紡績会社の支配人、同二十九年渡米、のち東京移

よれば、県支部規則ができたのは一八九五（明治二十八）年十月十四日になっている。したがって、前述した南多摩郡自由党や愛甲郡自由党のような組織は県下の改進黨の場合まだ成立せず、その組織化はおくれたと考えてよいであろう。

全般的に見て、立憲改進黨についての研究や資料発掘は、自由党のそれに比べるとまだ少なく、今後の調査の進展に待つところが大きい（資料編13近代・現代(3)三五）。

第四節 自由民権運動の思想

一 自由民権思想の普遍性

全国的にみて自由民権運動は十年ほどで敗退するので、整然とした思想の体系をうちたてるまでにいたらなかった。さまざまの思想が混沌として存在するなかで、人権思想を豊かに展開する可能性を秘めつつ、体系化して根をおろす余裕のないままに歴史の伏流と化した。県下の事情もまた同様である。

自由民権運動は、すぐれた政治運動であった。民権運動が要求したものをごく簡潔にまとめてみるならば、国会開設・憲法制定・地租軽減・地方自治・不平等条約改正の五つになるであろう。このうち、国会開設と国民議会方式による憲法制定の主張は、無限の天皇大権を前提とする有司専制を国民の側から限定しようとするもので、日本の民権運動が、いかに早産ではあれ、ブルジョア民主主義革命運動という歴史的性格をもっていたことを物語っている。したがって、自由と民権の思想は、まず何よりも政治の思想であった。県下民権派の憲法構想にこめられた思想の検討からはじめるのもそのためである。自由民権

思想が政治思想に限定されていたわけではない。その中には、人間解放の思想、文化運動の思想、経済思想、法思想も含まれている。もっとも、このような思想の全体を、個人のレベルから社会思想にいたるまで過不足なく書くことは困難であるし、研究もそこまでは進んでいないようである。ここでは、今はすっかり有名になった『五日市憲法草案』に、やや詳細な考察を加えてみることに主眼を置こう。そして最後に、県下民権思想の問題点の根源を、人民に対する認識のあり方にもとめて述べてみる。

ところで、当時の人びとは、民権思想をたんに先進的な異文化の輸入の問題としてとらえていたのであろうか。これは、まだ解明されたとはいえない難問である。さしあたりここでは、たんなる輸入思想として受け入れたのではなく、民権思想を世界に普遍的なもの、人類一般の問題としてとらえていたと考えるのがよい。五日市町の豪農深沢権八が、百姓一揆を民権運動の先駆とした『朝野新聞』の記事を書きとめたのも、新潟県の小豪農小山宋四郎が請願権をフランスだけでなく日本を含めた普遍的なものとして認識していたのも、そのような一例としてあげることができよう。

少し後の一八八八（明治二十一年）になるが、久永廉三『晝鐘国会之燈籠』にも、「史上の変遷に熟察せば、吾が東洋社会とて、人民国政の主権者たるの実は、異名にして暗々の間に存在具備せる所以を信認するに足るべし」とあり、人民主権説のよるな普遍的な政治思想が東洋にも異なった言い方ではあるが存在していると主張している。普遍的な思想が、それぞれの地域に固有の姿をとってあらわれているという考え方は、当時からあったことが推測されるのである。このような思考を可能にした歴史的条件は、県下の例でいえば、丸山教の親神のような高度に抽象的な唯一神を創造した登戸の農民伊藤六郎兵衛に見られるように、農民層のなかにすでに蓄積されていたものと考えられる。

一一 憲法構想

肥塚龍の一院制論

肥塚龍は、兵庫県に生まれ、一八七二（明治五）年に上京した。肥塚が横浜に居を移したのは、一八七五（明治八）年十二月、『横浜毎日新聞』の編集主任だった島田三郎が、元老院書記官に任官したため、

島田三郎の養父で同新聞の実権者であった島田豊寛のすすめでその後任に入ったためである。肥塚は一八八二年に横浜で県会

議員に選出されている（松尾章一『自由民権思想の研究』）。良く知られているように、彼はまた著名な立憲改進黨員であった。



肥塚 龍

肥塚の「国会論」が紙面を飾るのは、一八七九（明治十二）年十一月二十一日からである。この年、『横浜毎日新聞』は沼間守一に買われて東京に移転し、十一月十八日から『東京横浜毎日新聞』と改題したから、その直後に連載されたことになる。国会を「経国ノ一大要器」ととらえた肥塚は、近年、民権論者が国会開設を要求するだけで、どのような方法で開設するのか、どのような内実をもった国会を開設するのかについては意見が聞かれないうと指摘し、たんに欧米の国会をそのまま模範とするのではなく人情、風習、法律、知識を考慮して主体的に構想しなければならぬと述べている。この翌年に国会開設の建白書・請願書提出のピークが来ることを思えば、彼の見解はまことに卓見である。「国会論」の冒頭で、「国会トハ一国民ノ集会ナリ一国王権ノ集ル所ナリ」と書いているから、肥塚は議会主権説者であったと推察される。ついで彼は、欧米の二院制について略述した上で、日本に一局議院（一院制国会）が妥当であることをつぎのように説明した。二院制の

場合、下院（衆議院）のほかに貴族院・元老院・上院のいずれかが置かれることになる。まず貴族院から検討してみると、日本の現在の貴族は、土地所有においては一般人民にまさるが、もはや封建社会と異なり、土地所有だけでは「政權ヲ出スノ資本」とならない。また、知識の面からみても、貴族は人民よりすぐれているとはいえない。このように、実際上の価値をもたない貴族院を日本に設けるならば、「無用ノ政堂」となる。つぎに元老院の場合であるが、国家に功勞のあつた元老を議員に選出する基準をどう設けたらよいのだろうか、また、「才学兼備」の者を元老院議員にするというならば、下院は「才識淺薄ノ士」の集合となるであろう。それでは米国のような上院はどうであろうか。この場合、上下二院の選出方法を異にせざるを得ないが、そうすると両院の議員間に精粗の差を生じ、結局下院が「粗悪」になる。また、財政の観点から見ると、一院制の方が税負担が軽くなるから、国民は一院制を希望するであろう。このようにして、肥塚は日本に一院制が実現することを期待したのである。選挙権については、普通選挙権が理想ではあるが、現在のところ、英国ほどではないにしても多少の財産制限を設けざるをえない、とされている。しかし、被選挙者については、思想・知識・才能が大切なのであるから、その資格に財産制限をつけるべきではないとした（松尾前掲書、資料編13近代・現代(3)二五）。良く知られているように、嚶鳴社憲法草案は二院制をとっているから、同グループの中で肥塚の一院制論は個人的見解の色彩が濃いものであつたと思われる。

埋もれてい

た憲法草案

いまはすっかり有名になったこの憲法草案は、一九六八（昭和四十三）年の夏に発見されるまで、西多摩郡五日市町深沢の深沢家跡にのこる土蔵の二階に、八十七年間、ひっそり埋もれていた。色川大吉氏を中心とする研究グループによって発見されたこの憲法草案は、薄い上質の和紙に清書されており、「葉卓」の朱印が四か所におかれている。「日本帝国憲法」と標題があり、「陸陽仙台千葉卓三郎草」と起草者名が書かれている。しかし、その後の色川氏らの共同研究により、この憲法草案は、たんに千葉卓三郎個人が構想した草案ではなく、五日市に成立した学習結社が共同で創造したも

のであり、その成果を千葉がまとめたものであることがわかってきた。色川グループにより、「五日市憲法草案」という名称が与えられた理由もそこにある。

今日、大日本帝国憲法に先立つ明治前期の憲法案が発見されることは学界でもまれである。しかし、そのことだけでこの草案が貴重なのではない。五日市憲法草案を有名にした理由は、民衆的性格をもつ草案の集団的な創造過程がほぼ解明されたこととあり、また同案が詳細な人権保障規定を持つという思想性の高さにある。すでにこの憲法草案については、色川大吉・江井秀雄・新井勝紘『民衆憲法の創造』、ついで、いっそう研究を前進させた新井勝紘『民衆憲法の創造・解説』、『三多摩自由民権史料集』上巻」という研究成果がある。それではこの特色ある憲法案を紹介し、その検討をとおして同時期の憲法案中における位置づけを行ってみたい。

特色ある五日市憲法草案

市憲法草案

五日市憲法草案は、全文二百四か条からなり、つぎのような編別構成を持つ。下段は同案が参考にした「嚶鳴社憲法草案」(仮題)である(嚶鳴社案については江井秀雄「嚶鳴社憲法草案の研究」『民衆憲法の創造』、江村栄一「嚶鳴憲法草案の確定および国会期成同盟本部報の紹介」『史潮』一一〇・一一二号参照)。

日本帝国憲法(五日市憲法草案(原標題不明・「嚶鳴社憲法草案」)

第一編 国帝

第一編 皇帝

第一章 帝位相統

第一款 帝位相統

第二章 摂政官

第一款 摂政

第三章 国帝ノ権利

第三款 皇帝ノ権利

第二編 公法

(以下編款を欠く)